

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水外32名

被告 中部電力株式会社

証 拠 説 明 書 (28)

令和6年10月29日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 穠 輔

外9名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。なお、乙A第11号証及び同第13号証、乙E第79号証については、被告において、下記の立証趣旨に直接関連する箇所に下線を引いた。

記

乙A号証（原子力発電所の安全性（総論）に関するもの）

乙A第7号証の3 実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 令和4年12月14日改訂

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力規制委員会が、新規制基準に係る見解を示していること及びその内容を証する。

(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

乙A第11号証 令和2年(ワ)第2781号 中部電力株式会社・浜岡原子力発電所の運転差止申立請求事件判決

作成者 名古屋地方裁判所

作成年月日 令和3年12月3日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 中部電力株式会社・浜岡原子力発電所の運転差止申立請求事件（名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第2781号）に係る判決において、以下のことが判示されたことを証する。

- ・ 本件原子力発電所各号機の原子炉の運転は、東北地方太平洋沖地震が発生した後、現在に至るまで停止している状況にあるところ、

本件原子力発電所各号機を再稼働させるためには、新規制基準適合性を前提とする原子炉設置変更許可を受けただけで、更に工事計画認可及び保安規定変更認可を受け、最終的に使用前検査に合格する必要があるとして、事業者が再稼働に向けたプロセスに取り組んでいること

- ・ そのうえで、放射性物質による被害発生の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていると認められるかどうかに係る判断は、第一次的には、原子力規制委員会に委ねられるべきであることからすると、本件原子力発電所各号機についていまだ同委員会による新規制基準適合性審査が完了していない本件において、裁判所が同委員会の判断に先立って発電用原子炉の安全性に係る審査を行うことは、同委員会が発電用原子炉の新規制基準適合性審査に用いる具体的な基準に不合理な点があるなど同委員会による新規制基準適合性審査によっては放射性物質による被害発生の危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていることが担保できないような特段の事情がある場合を除き、相当でないというべきであって、このような特段の事情があるとはいえない場合には、発電用原子炉の安全性については、同委員会による審査を経ただけで判断されるべきところ、いまだ同委員会の審査が完了していない本件においては、差止請求の要件としての具体的な危険は生じていないものと解するのが相当であること

乙A第12号証 令和4年（ネ）第3号 中部電力株式会社・浜岡原子力発電所の
運転差止申立請求控訴事件判決

作成者 名古屋高等裁判所

作成年月日 令和5年1月19日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 中部電力株式会社・浜岡原子力発電所の運転差止申立請求控訴事件（名古屋高等裁判所令和4年（ネ）第3号）に係る判決において、原判決（名古屋地方裁判所令和2年（ワ）第2781号，乙A第11号証）と同旨の判示がされたことを証する。

乙A第13号証 平成22年（行ウ）第2号 原子力発電所設置許可処分取消等請求事件，大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件，原子力発電所建設・運転差止等請求事件判決（抜粋）
[裁判例結果詳細，1，164～168頁]

作成者 最高裁判所

作成年月日 平成30年3月19日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力発電所設置許可処分取消等請求事件，大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件，原子力発電所建設・運転差止等請求事件（函館地方裁判所平成22年（行ウ）第2号ほか）に係る判決において，建設中の電源開発株式会社大間原子力発電所につき，同発電所の運転を開始するには，改正原子炉等規制法及び新規制基準に基づき，原子力規制委員会による原子炉設置変更許可処分を受け，工事計画変更及び保安規定の各認可を受けたうえで，同委員会が行う使用前検査に合格する必要があるところ，原子炉設置変更許可申請に対し同委員会の許可がなされる具体的な見通しが立っておらず，同発電所の運転開始の具体的目途が立っていないとしたうえで，現時点では，原子炉設置変更許可申請に対する同委員会の新規制基準適合性審査及び処分はいまだなされていないが，同委員会が同発電所の新規制基準適合性審査に用いる具体的審査基準それ自体に不合理な点がある場合は，原則

として同委員会による適正な審査を期待することができないうえ、原子炉設置変更許可申請における諸施設や設備の変更等もかかる不合理な審査基準を想定してなされたものと事実上推認されるから、このような場合は、被告電源開発株式会社において、当該不合理な基準にもかかわらず同発電所の安全性が確保されていることを主張立証しない限り、同発電所が安全性を欠き重大な事故発生の具体的危険性が否定できないものとして、その建設及び運転の差止めを認めるべきであって、新規制基準適合性審査に用いられる具体的な基準に不合理な点がない場合には、原子炉設置変更許可申請に対する同委員会の新規制基準適合性審査及び処分がまだなされておらず、同発電所が運転を開始する具体的な目途も立っていない現時点において、同発電所に重大な事故発生の具体的危険性があると認めることは困難であり、かつ、裁判所が同委員会の審査に先立って、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断をすべきではないから、裁判所が、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合しないとの理由で、同発電所の建設及び運転の差止めを命じることはできないというべきであると判示されたことを証する。

(裁判所のホームページからダウンロードした。)

乙E号証（その他）

乙E第78号証 新規制施行に伴う手続等について

作成者 原子力規制庁

作成年月日 平成25年6月19日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 新規制によって新たに要求される設備等であって、新規制施行前に工事に着手又は完成したものについては、新規制施行後、当該設備等に関する原子炉設置変更許可、工事計画変更認可、使用前検査等の手続により、原子炉の運転前に新規制基準への適合性を確認するとされていること
- ・ 新規制施行前に工事に着手し、新規制施行時点で完了していない設備等については、新規制施行後も工事の継続は可能であるとされていること

(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

乙E第79号証 中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可

申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（抜粋）

[表紙，目次，1～4頁]

作成者 原子力規制委員会

作成年月日 令和3年9月15日

原本・写しの別 写し

立証趣旨 原子力規制委員会の原子炉設置（変更）許可申請に係る審査の完了後にその審査の結果を取りまとめたものとして示される「審査書」においては、「本審査では、以下の基準等に適合しているかどうかを確

認した」としたうえで、この審査のうち原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の規定に関する審査において、設置許可基準規則、同解釈及び火災防護審査基準への適合性を確認した旨が記載され、審査ガイドについては、「本審査においては、原子力規制委員会が定めた以下のガイド等を参照するとともに、その他法令で定める基準、学協会規格等も参照した」と記載されていることを証する。

(原子力規制委員会のホームページからダウンロードした。)

以 上